

有田町デジタル推進センター運営協議会要綱

令和7年1月31日 制定

1. 名 称

本会は、有田町デジタル推進センター運営協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

2. 協議会の目的

協議会は、官民連携による多様なメンバーが参画し、センターの運営を実効的かつ継続的に推進することを目的とする。

3. 会 員

(1) 庁内構成会員

- ① 有田町副町長
- ② まちづくり課
- ③ 商工観光課
- ④ 子育て支援課

(2) 庁外構成会員

- ① 有田町デジタル推進センター入居企業
- ② 有田商工会議所

(3) その他会員

第1項及び第2項に定めた会員以外の会員については、既存会員の過半数が入会を認めた場合に限り、入会を認める。

4. 会 長

会長は、有田町副町長をもって充てる。

4. 事務局

協議会の事務局は有田町まちづくり課に設置する。

5. 総 会

協議会の総会は、年に1回会長が招集し、次の事項を審議する。

- ① 有田町デジタル推進センターに係る事業計画及び報告
- ② 有田町デジタル推進センターの運営に係る各種事項

6. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。